

● 手続の流れ（がけ・擁壁改修工事費用助成）

1 事前相談

- ① 事前相談
- ② 土砂災害（特別）警戒区域内の場合
東京都と区域解除について協議
- ③ 建築基準法による確認申請
都市計画法による開発許可申請

***事前相談のない申請は受け付けません。**

2 事前協議申請手続

- ④ 「事前協議申請書」等の提出
 - ➡ 審査（約2週間）
 - ➡ 「がけ・擁壁改修工事費用
助成事前協議回答書」送付

***工事の契約・実施の2週間前までに
事前協議申請してください。**

3 工事

- ⑤ 改修工事業者と契約
- ⑥ 「工事着手届」等の提出
- ⑦ 改修工事実施
- ⑧ 建築基準法による完了検査
都市計画法による完了検査

***事前協議回答前に工事業者と契約したものは
助成対象外となります。**

***来年度に完了する工期のものでも、
契約・着手届は、本年度内の日付で行ってください。**

4 助成金交付申請手続

- ⑨ 「工事完了報告書」等の提出
- ⑩ 「助成金交付申請書」の提出
 - ➡ 審査（約1箇月）
 - ➡ 「がけ・擁壁改修工事費用
助成金交付決定通知書」送付

***工事完了後、速やかに提出してください。完了
報告書提出の最終締切は、1月末です。（厳守）**

***完了報告が遅れると、助成金が減額される場合
や、支払うことができない場合があります。**

5 助成金支払手続

- ⑪ 「助成金交付請求書」の提出
 - ➡ 支払手続（約1箇月）
 - ➡ 助成金支払

***請求書提出の最終締切は2月末です。**